

府中町公共交通協議会バス分科会設置規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、府中町公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第9条第1項の規定に基づく府中町公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会として、バス分科会（以下「分科会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 分科会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の調査、検討に関すること。
- （2） その他分科会が必要と認める事務。

（組織）

第3条 分科会を組織する委員（以下「分科会員」）は、協議会の委員の中から、協議会の会長が指名する。

（任期）

第4条 分科会員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、補欠分科会員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 分科会員は再任することができる。

（分科会長）

第5条 分科会に分科会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 分科会長が欠けたとき又は分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、分科会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 分科会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該分科会員の出席とみなす。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、会議の決定により公開しないことができる。

（1） 府中町情報公開条例（昭和58年条例第10号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議するとき。

（2） 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

（意見の聴取）

第 7 条 分科会長は、必要があると認める場合は、会議に分科会員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

（協議結果の報告）

第 8 条 分科会長は分科会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第 9 条 分科会の庶務は、府中町建設部都市整備課において処理する。

（その他）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、分科会長が会議に諮り定める。

附 則

1 この規程は、令和元年 11 月 28 日から施行する。